

[1] 無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

[2] 無線局の免許人は、電波の型式及び周波数の指定の変更を受けようとするときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に電波の型式及び周波数の指定の変更を申請する。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 総務大臣に電波の型式及び周波数の指定の変更を届け出る。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。

[3] 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F 3 E
- 2 A 3 E
- 3 F 7 E
- 4 F 8 E

[4] 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 日本の国籍を有しない者
- 4 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者

[5] 第二級陸上特殊無線技士の資格を有する者の無線設備の操作の対象となる「陸上の無線局」に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 基地局
- 2 海岸局
- 3 基幹放送局
- 4 航空局

[6] 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣に返納する。
- 2 速やかに発見した免許証を廃棄する。
- 3 発見した日から10日以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 4 発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣に返納する。

[7] 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 4 無線通信を行う場合においては、暗語を使用してはならない。

[8] 無線局の臨時検査(電波法第73条第5項の検査)が行われることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。
- 2 無線局の再免許の申請をし、総務大臣から免許が与えられたとき。
- 3 無線従事者を選任したとき。
- 4 無線設備の変更の工事を行ったとき。

[9] 無線局の免許人は、電波法の規定に違反して運用した無線局を認めるときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 2 その無線局の電波の発射を停止させる。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知する。
- 4 その無線局の免許人を告発する。

[10] 無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣から受けることがある処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 6箇月間の業務の従事の停止
- 3 その業務に従事する無線局の運用の停止
- 4 期間を定めて行う無線設備の操作範囲の制限

[11] 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったとき。
- 2 無線局の運用の停止を命じられたとき。
- 3 無線局の運用を休止したとき。
- 4 免許状を破損し、又は汚したとき。

[12] 陸上移動局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の免許状は、どこに備え付けておかなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線設備の常置場所
- 2 基地局の通信室
- 3 基地局の無線設備の設置場所
- 4 免許人の事務所